

【新型コロナウイルス関連情報】

日本の水際対策の強化（検査証明書不所持の場合の上陸拒否等）

（3月15日発出領事メール）

- ・3月19日以降に日本に入国する全ての方（日本国籍者を含む）は、出発国の出国前72時間以内に実施した新型コロナウイルスの陰性検査証明書を提出しなければなりません。検査証明書を提出できない方は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。
- ・日本政府が指定する検査証明書のフォーマットが改定され、認められる検査方法が追加されました。

1 検査証明書不所持の場合の上陸拒否

3月19日以降に検査証明書を提出できない場合の上陸拒否及び航空機への搭乗拒否については、以下の厚生労働省のホームページを確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

2 検査証明書のフォーマット改定

新たなフォーマットは、以下の厚生労働省のホームページ（下段の「3. 検体採取方法は以下のいずれかに限り有効」欄）を参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

※日本政府指定のフォーマットでは対応できない場合でも、必要な項目全てが英語で記載されていれば、検査機関独自のフォーマットでの提出も可能です。

在アイルランド日本国大使館

住所：Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73

電話番号（代表）：01-202-8300 E-mail（領事班）：consular@ir.mofa.go.jp